

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は経営の透明性を高め、効率的な企業運営を行うことを基本方針としております。この基本方針を踏まえたうえで、当社はコンプライアンスを実践し、あらゆるステークホルダーに対して責任を果たしていくことを重視しております。そのため、経営環境の変化に対応した組織体制を構築し、公正な経営システムの運営と内部管理体制の強化に取り組んでおります。今後も健全で透明かつ迅速な経営を追求し、コーポレート・ガバナンスの強化と充実に努めて参ります。

なお、当社が監査役設置会社形態を採用しているのは、当該形態で十分に経営監視・監督機能を果たすことができると判断したためであります。また、取締役の任期につきましては、経営責任を明確にするとともに経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築し、また株主からの信任の機会を増やすことを目的とし、1年としております。さらに、取締役および監査役の報酬についてはその総額を株主総会で決議しております。

また内部監査部は、当社の内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

〔原則3-1 (1) (会社の目指すところ (経営理念等) や経営戦略・経営計画の開示)〕

〔補充原則4-1-2 (中期経営計画)〕

〔原則5-2 (経営戦略や経営計画の策定・公表)〕

当社は、企業理念をもとにdipブランドステートメントを策定し、株主・投資家の皆様と長期的に企業の目指す姿を共有しております。中長期の経営戦略、収益計画につきまして、社内目標として中長期ビジョンを策定しております。また、毎期初において、資本コストを意識した単年度目標を策定・開示しており、これら目標の実現に向けて全社一丸となって取り組んでおります。なお、資本コストを的確に把握した中長期における経営計画の開示につきましては、引き続き経営課題と認識しております。より具体的な内容となり、株主の皆様に対してご説明できるようになりました段階で開示を検討させていただきます。

毎期の目標及び中長期ビジョンの達成に向けた具体的な取組および四半期ごとの進捗、事業ポートフォリオの見直しをはじめとする経営資源の配分等に関する課題につきましては、事業報告、決算短信、決算説明会資料等により、株主・投資家の皆様に対して分かりやすい表現を用いて明確な説明に努めてまいります。また、決算説明会をはじめ、株主・投資家の皆様との各種説明会・ミーティングにおいて、十分な理解の浸透を図ってまいります。

〔補充原則4-10-1 (指名・報酬などへの独立社外取締役の適切な関与)〕

当社は、会議体における迅速な意思決定を重視する体制としていることから、現状、取締役の員数を8名とし、独立社外取締役の員数につきましても、現状の3名体制が最良と判断しております。

また、当社は、任意の委員会等を設置しておりませんが、当社独立社外取締役は、役員経営会議や社外取締役・監査役会議等において、経営陣に対する提言や監査役と協働した監督を行うなど、経営陣や監査役と綿密に連携しており、指名・報酬などの特に重要な事項については、必要に応じて、独立社外取締役から関与・助言を得ております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

〔原則1-4 (政策保有株式)〕

当社では、単に取引関係を深めることを目的とした政策保有株式を保有しておらず、今後も保有しない方針であり、今後、保有する場合は、縮減に関する方針・考え方を策定し、開示いたします。

また、当社では、政策保有株式を保有していないため、政策保有株式の議決権の行使に関しては特段の基準を設けておりませんが、今後保有する場合、保有の目的が達せられ、企業価値向上に寄与するよう、取締役会によって審議の上で議決権行使基準を策定いたします。

なお、事業提携・資本提携などのアライアンス関係やベンチャー企業の育成など、経済的合理性や社会的責任を果たす見地から他社株式を保有しておりますが、社内規程を整備し、取締役会によって審議の上で、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを踏まえ、保有効果、及び保有方針を精査し、保有の適否を継続的に検証しております。

〔原則1-7 (関連当事者間の取引)〕

当社では、原則として、関連当事者間の取引 (以下「関連当事者取引」といいます) を行わない方針です。

万一、取締役が関連当事者取引を行う場合には、当社で定めた、「関連当事者取引ガイドライン」に従い、取引を行う取締役に対して、当該取引内容に関する取締役会への事前報告を求めています。この報告を受けて、取締役会は、審議の上で承認決議を行うこととします。取締役は、承認決議がされた場合のみ関連当事者取引を行うことができます。また、取締役は、関連当事者取引を行った後、取引の内容を監査役会に報告し、監査役会は当該取引の適法性について監査することとしております。

更に、当社では、取締役に対して、四半期ごとに「関連当事者取引に関する確認書」の提出を求めており、取締役会事務局がこれを確認し、上記制限の実効性を担保しております。当社は、上記制限に抵触することのないよう、随時弁護士等専門家に照会を行い、対応いたします。

〔原則2-6 (企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)〕

当社は、企業年金を導入しておりません。今後、企業年金を導入する場合、適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面における取組を行うとともに、その取り組みの内容を開示します。また、その際、企業年金の受給者と会社との間に生じ得る利益相反につき適切に管理します。

なお、当社は、確定拠出年金制度を導入しておりますが、従業員に対し、資産形成・投資運用に関する社内セミナー等を開催し、教育研修の実

施を行っております。

〔原則3-1 (情報開示の充実)〕

当社では、株主の皆様をはじめとするステークホルダーにとって有益な情報の開示は重要な経営課題として認識し、積極的に開示してまいります。

(1) 当社は、「私たちdipは夢とアイデアと情熱で社会を改善する存在となる」という企業理念のもと、dipブランドステートメント「One to One Satisfaction」を掲げ、株主の皆様を始めとするステークホルダーの皆様へ、当社が発信するアイデア、企業姿勢に共感していただくことで、ひとりひとりにご満足いただき、継続的な事業の発展と社会貢献を実現してまいります。また、企業理念及びdipブランドステートメントにつきましては、下記URLをご参照ください。

＜企業理念＞

<http://www.dip-net.co.jp/company/index.html>

＜dipブランドステートメント＞

<http://www.dip-net.co.jp/company/brand.html>

(2) 当社は経営の透明性を高め、効率的な企業運営を行うことを基本方針としております。この基本方針を踏まえたうえで、当社は、コンプライアンスを実践し、株主の皆様を始めとするあらゆるステークホルダーに対して責任を果たしていくことを重視しております。そのため、経営環境の変化に対応した組織体制を構築し、公正な経営システムの運営と内部管理体制の強化に取り組んでおります。今後も健全で透明かつ迅速な経営を追求し、コーポレート・ガバナンスの強化と充実に努めて参ります。

(3) 当社経営陣・取締役の報酬制度については、独立性を有した監視・監督機能を果たすべき社外取締役及び監査役を除き、株主との価値共有を促進し、説明責任を十分に果たせる客観性と透明性を備えた上で、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案し、健全な企業家精神の発揮を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す報酬体系とすることを基本方針としております。

〔業務執行取締役〕

当社の業務執行取締役の報酬体系は、基本報酬としての金銭報酬と、当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とし、従来から役員に付与していたストック・オプションと第20期(平成29年2月期)から導入している業績連動報酬(BIP信託)とで構成しております。業績連動報酬の報酬水準につきましては、外部専門機関が集計・分析している報酬データベースを用いて、当社の事業規模等を考慮した客観的なベンチマークを行い、年間報酬における中長期の業績連動報酬の比率や、業績目標達成の難易度を総合的に勘案して決定しております。

〔社外取締役・監査役〕

社外取締役および監査役の報酬につきましては、監督・監査の実効性と独立性を確保する観点から、原則として基本報酬としての金銭報酬のみとしております。

(4) 当社は、取締役または監査役の選任について、代表取締役社長兼CEOまたは他の取締役による推薦者が、以下の選任基本方針を満たすことを確認した上で候補者を取締役会に諮り、その決議をもって候補者の内定とし、株主総会の決議により決定しております。なお、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出する際は、監査役会の同意を得ております。選任基本方針は、以下に記載のとおりです。

〔取締役〕

当社は、業務執行取締役の選任に関して、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識と経験を備え、経営の監督機能発揮に必要な出身分野、出身業務における実績と見識を有することなどに基つき選任することを基本方針としております。

また、当社は、社外取締役の選任に関して、取締役会の重要な意思決定を通じ、経営への監視監督機能を果たすとともに、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の有無を監督し、中長期的な企業価値の向上を図るべく、経営方針や経営改善の積極的な提言を行うことができる者を選任することとし、多様な知識・経験をもつ者が適切なバランスで選任されるように検討、決定し、独立社外取締役を2名以上とすることを基本方針としております。

〔監査役〕

当社は、監査役の選任に関して、監視監督機能の強化を図るべく、税理士、公認会計士、弁護士及び経営者等各分野において高い専門知識や豊富な経験を有している者を選任することを基本方針としております。

また、取締役の解任については、取締役会において、取締役選任基本方針に照らし、適時かつ適切に審議した上で、その決議をもって解任の対象となる候補者を決定し、株主総会の決議により決定いたします。監査役の解任についても、取締役会において、監査役選任基本方針に照らし、適時かつ適切に審議したうえで、その決議をもって解任の対象となる候補者を選定し、株主総会の特別決議により決定いたします。

(5) 取締役の選解任理由につきましては、株主総会招集通知や有価証券報告書にて、監査役の選解任理由につきましては有価証券報告書にて、ご報告いたします。

〔原則4-1-1 (取締役会決議事項の再検討)〕

当社では、取締役会の決議をもって決定すべき事項を取締役会規程で定めております。具体的には、株主総会に関する事項、決算に関する事項、株式・社債および新株予約権に関する事項、予算や事業計画に関する事項、人事・組織に関する事項、一定の金額以上の重要な財産の処分・譲受け、多額の投融資等資金・資産に関する事項、子会社・関連会社に関する事項、その他会社法等の法令に定める事項およびこれに準ずる重要事項について、取締役会の決議をもって決定することとしています。

また、事業戦略に関わる事項については、業務執行取締役が出席して定期的に開催される執行役員・事業部長会議にて審議・報告し、議論を深めた上で、取締役会に上程しております。

なお、当社では、経営戦略に関する議論の充実、および、監視・監督機能強化の観点から、業務執行権限の委譲を推進しております。今後も引き続き、各事業の規模・重要性・リスク等に応じた委任を検討し、機動的・戦略的な経営体制の構築を図ってまいります。

〔原則4-9 (独立社外取締役の独立性判断基準・資質)〕

当社では、独立社外取締役が監視・監督機能を果たすべく、「社外役員の独立性に関する基準」を定め、本コーポレート・ガバナンス報告書等で開示しております。

また、当社では、独立性観点のみならず、ビジネス戦略における専門的知見を有し、取締役会における率直・活発で建設的な検討が可能な人物を独立社外取締役候補者として選定しております。独立社外取締役は、選任後の取締役会において、経営方針や経営改善等の見地から中長期

的な企業価値の向上を図るべく、積極的な提言をしております。

〔補充原則4-11-1（取締役会の実効性確保のための前提条件）〕

当社取締役会は、各事業または会社業務等に精通し、機動性のある業務執行を実行する業務執行取締役と、高度な専門性を有し、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役で構成されており、取締役会の多様性と適正規模についても検討した上で決定しています。

当社は、業務執行取締役の選任に関しては、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識と経験を備え、経営の監督機能発揮に必要な出身分野、出身業務における実績と見識を有することなどにに基づき選任することを基本方針としております。

また、当社は、社外取締役の選任に関しては、企業経営者として豊富な経験を有する者や企業戦略に関する深い学識を有する者、専門分野の経験を有する者等が適切なバランスで選任されるように検討、決定し、独立社外取締役を2名以上とすることを基本方針としております。

当社の取締役会は、多様なバックグラウンド、幅広い年齢層の取締役を選任することで、知識・経験・能力についてもバランスがとれ、かつ、多様性のある構成となっており、活発な議論により迅速な意思決定を促進し、取締役会の機能を最も効果的・効率的に発揮しております。

〔補充原則4-11-2（社外役員の兼任状況）〕

当社社外取締役3名は、他の上場会社役員を兼任しておりません。実際も、当社社外取締役3名は、取締役会をはじめ、社外取締役・監査役会議や役員経営会議において、当社の業務に対して積極的に提言を行うなど、当社における職務に対し精力的に務めております。

また、当社社外監査役2名のうち1名は、上場会社1社の社外取締役を兼務しておりますが、上場会社の役員兼任社数としては、合理的な範囲であると見ております。実際も、当該社外監査役は、当社取締役会へ全出席した上、取締役及び監査役、従業員を対象とした企業統治に関するセミナーを開催する等、当社の監督ないしは監査業務をはじめ、当社の企業価値向上のため精力的に務めております。

なお、取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況につきましては、当社ウェブサイトに掲載の「定時株主総会招集ご通知」及び「有価証券報告書」に記載いたします。

〔補充原則4-11-3（取締役会の実効性評価）〕

取締役会全体の実効性について、当社では、社内での自己評価を原則として評価を行っております。評価方法につきましては、ディスカッション形式を実施しており、社外取締役・監査役会議を開催し取締役会が適切に機能をしているかを客観的な視点から評価しております。

社外取締役・監査役会議は、独立社外取締役3名と監査役4名で構成されており、取締役会における実効性の高い監督機能の保持を図っております。社外取締役・監査役会議で挙げられた分析・評価は、全取締役の出席する会議において社外取締役が上程し、各取締役が自己評価を行った上、取締役会全体の実効性について分析・評価を行いました。

分析・評価の結果、取締役会の運営方法等につき課題がありましたので、これらにつき、更なる検討・改善を図って参ります。

〔補充原則4-14-2（取締役・監査役に対するトレーニングの方針についての開示）〕

当社では、取締役及び監査役のみならず、全社員に対して、職責や業務に応じた様々な研修の機会を提供しております。具体的には、株式会社ビジネス・ブレイクスルーと共同で開発した「ディップ大学」において、当社の事業戦略に連動した映像コンテンツを社内へ提供しており、PCやスマートフォンから、地理的・時間的な制約無く取締役・監査役も受講する機会を提供しております。

また、当社は、取締役に対して、当社が主催する社内研修や外部セミナーに参加する機会を提供しております。

特に、取締役は、役員経営会議を定期的に開催し、社外取締役を中心に、経営戦略や社会情勢に関するディスカッションを通じ、知識の習得や研鑽に努めております。

第21期において、当社取締役及び監査役は、ESGマネジメントの豊富な実務経験を持つ専門家を招いて行った社内研修に出席し、ESG経営の課題と展望についての講義を受講し、ディスカッションを行うなど、当社の持続的成長に向けた攻めのガバナンスにつき研鑽に努めました。

なお、当社では、社内研修実施に際して、取締役及び監査役が当日研修に参加できない事態が発生しても、録画DVDやストリーミングを用い、確実に知識の習得や研鑽を行える環境を整備しております。

更に、監査役は、当社による支援の下、日本監査役協会へ所属し、同協会が主催する研修への参加を通じ、監査役に求められる役割と権限が発揮されるよう専門知識の習得を図っており、当社は、この支援を行っております。

〔原則5-1（株主との建設的な対話のための体制整備・取り組みに関する方針の開示）〕

当社は、重要なステークホルダーである株主・投資家の皆様のご意見が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上にとって必要不可欠であると認識しております。当社では、このような認識のもと、法令に基づく開示はもとより、代表取締役社長兼CEO及びIR部門を管掌する取締役が株主・投資家の皆様に対する決算説明会や個別のミーティングを実施するほか、当社ホームページによる情報開示等を充実させることにより、当社の経営戦略、事業環境についての情報を発信し、理解を深めていただくとともに質疑、問い合わせに積極的に応じ対話を深めてまいります。

また、当社では、株主の皆様との建設的な対話を図るため、IRポリシーを策定し、当社ウェブサイトにて開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

〔大株主の状況〕

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
EKYT株式会社	23,340,000	37.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,919,880	6.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,566,500	5.75
富田英揮	1,854,700	2.99
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1,142,930	1.84
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	957,974	1.54
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	876,123	1.41
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	796,670	1.28

STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS—UNITED KINGDOM (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	710,000	1.14
Deutsche Bank AG London 610 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	609,337	0.98

支配株主 (親会社を除く) の有無	———
親会社の有無	なし

補足説明

———

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	サービス業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

———

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

———

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野田稔	他の会社の出身者								△			
清水達也	他の会社の出身者								○			
前原路代	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

野田稔	○	株式会社ヴァイセコーポレーション代表取締役 当社は第20期(平成29年2月期)まで株式会社ヴァイセコーポレーションと取引関係がありましたが、両社の取引内容および売上規模を鑑みると少額であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。	同氏は、株式会社野村総合研究所において、組織人事分野を中心に多数のプロジェクトに携わったのち、現在は大学教授として経営学を研究しており、経営戦略分野の専門家として長年の経験と知見があることから、社外取締役として当社にとって有効なアドバイス及び監視・監督機能を期待できるものと考え、当社社外取締役として適任と判断し、選任したものです。 また、同氏は当社独立役員に指定されております。当社業務との関わりがなく、また、役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家、法律専門家として当社より報酬が支払われていない為、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者として、独立役員として指定することといたしました。
清水達也	○	株式会社DEiBA Company代表取締役 当社は株式会社DEiBA Companyと取引関係がありますが、両社の取引内容および売上規模を鑑みると少額であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。	同氏は、株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス)において、幅広い経営管理を経験したのち、多くの企業において重要職を歴任し、現在は新卒就職支援サービスや企業の採用向上セミナー等を実施する株式会社DEiBA Companyの代表取締役であります。同氏が豊富な経営に関する経験を有していることから、社外取締役として当社においても有効なアドバイス及び監視・監督機能を期待できるものと考え、当社社外取締役として適任と判断し、選任したものです。 また、同氏は当社独立役員に指定されております。当社業務との関わりがなく、また、役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家、法律専門家として当社より報酬が支払われていない為、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者として、独立役員として指定することといたしました。
前原路代	○	特記すべき事項はありません。	同氏は、人材サービス事業において、幅広く経営基盤の構築を推進したのち、現在は、社員研修や採用コンサルティングを実施する株式会社ライアスサーチの代表取締役であります。また、ダイバーシティマネジメント等、人材の多様化を促進する当社の経営環境、及び、昨今の社会情勢の変化に応じて、当社初の女性役員として有効なアドバイスを期待できるものと考え、当社社外取締役として適任と判断し、選任したものです。 また、同氏は当社業務との関わりがなく、また、役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家、法律専門家として当社より報酬が支払われていない為、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者として、独立役員として指定することといたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は適時に会計監査人と会合を行い、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。また、会計監査人の監査の過程及び監査終了後、監査役は、当該監査における指摘等に関する報告を受けております。監査役は必要の都度内部監査部門と情報交換を行うとともに、必要に応じて内部監査部門に報告を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林功一	他の会社の出身者													
江尻隆	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林功一	○	特記すべき事項はありません	同氏は、長年の公認会計士及び税理士として培われた知識・経験等を、当社の経営全般の監査に活かしていただけると考え、当社社外監査役として選任したものです。 また、同氏は当社独立役員に指定されております。当社業務との関わりがなく、また、役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家、法律専門家として当社より報酬が支払われていない為、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者として、独立役員として指定することといたしました。
江尻隆		特記すべき事項はありません	同氏は、長年の弁護士として培われた法律知識に基づき、当社のコーポレートガバナンスに関する課題の把握に努め、取締役会、監査役会において積極的に提言し、議題解決に尽力しております。したがって、今後も、監査役会において適宜必要な提言を行えることが期待できるものと考え、当社社外監査役として適任と判断し、社外監査役として選任したものです。同氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業統治に関する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社グループからの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

- 1 当社グループの業務執行者（業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。）または過去10年以内（ただし、過去10年以内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことのある者にあつては、それらの役職への就任の前10年）において当社グループの業務執行者であった者。
 - 2 当社グループの主要株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）、またはその業務執行者である者。
 - 3 当社グループを主要な取引先※とする者、またはその業務執行者である者。
 - 4 当社グループの主要な取引先※またはその業務執行者である者。
 - 5 当社グループの会計監査人又はその社員等として、当社の監査業務を担当している者。
 - 6 当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家。ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社グループから得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者に限る。
 - 7 過去3年間に於いて、上記2から6のいずれかに該当していた者。
 - 8 上記1から7のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の二親等内の親族。
 - 9 前各号のほか、当社グループと利益相反関係が生じうると、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者。
- ※「主要な取引先」とは、直近の事業年度における取引額が、年間連結売上高の2%を超える場合をいう。

以上の基準に加え、当社グループ取締役の法令順守や経営管理に対する監査・監督に必要な幅広い知識と豊富な経験を有することを社外役員選任の目安とする。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、基本報酬としての金銭報酬と、当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とし、従来から役員に付与していたストック・オプションと、第20期（平成29年2月期）から導入している業績連動型株式報酬としての役員向けESOP信託とで構成しております。業績連動報酬の報酬水準につきましては、外部専門機関が集計・分析している報酬データベースを用いて、当社の事業規模等を考慮した客観的なベンチマークを行い、年間報酬における中長期の業績連動報酬の比率や、業績目標達成の難易度を総合的に勘案して決定しております。

なお、取締役に対するストック・オプションにつきましては、役員向けESOP導入に伴い、今後、新規の発行を原則として行わないものとします。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは現在、取締役と使用人に付与されておりますが、平成28年5月28日開催の当社第19期株主総会からは取締役を除く当社使用人を付与対象者としております。

[取締役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っています。
有価証券報告書、事業報告は、当社のホームページにも掲載し、公衆の縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――

[社外取締役（社外監査役）のサポート体制]

社外取締役のサポートは総務部が担当しております。

また、監査役については、その求めがある場合にサポートする人員を配置することになっております。その際、配置された人員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重することとなっております。

取締役会の開催に際して事前に社外取締役または社外監査役へ説明を行う必要がある場合には総務部より情報の伝達を行っています。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	----	----	----	----	----

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0 名

その他の事項

現在、当社では、相談役を選任しておりません。

当社は、取締役会が業務上の必要性を特に認めた場合に、必要な社内手続きを経て、当社の取締役、監査役経験者を相談役として委嘱します。相談役は経営上必要な事項について取締役会から委嘱された業務の助言及び実施をします。

なお、相談役の委嘱は取締役会決議を要することとしており、任期は1年としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営の意思決定機関である取締役会は、現在、取締役8名から構成されており、原則として月1回の開催のほか、必要に応じて随時開催しており、経営に関する重要事項は取締役会で協議決定しております。取締役8名のうち3名は社外取締役であり、社外の立場から提言をいただき、経営に関する監督機能が強化されているものと認識しております。

また、代表取締役、執行役員を構成員とする執行役員会議を設置しています。執行役員会議は、原則として週1回開催し、重要な事項を協議または共有しております。また、事業本部において部署長以上で構成される会議体での審議を実施することで、取締役会ならびにCEO、COO、執行役員及び本部長の意思決定が効率的になされるようにします。

取締役の報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内で、支給することとしております。なお、月額基本報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内で、当社の業績・経済情勢等を勘案し、役位・職責に応じて取締役会にて決定しています。

経営の監視機能につきましては、監査役監査の実施により適法性を監査しています。当社は、現在、4名の監査役で監査役会を組織しており、そのうち2名は社外監査役となっています。

加えて会計監査人による監査も受けています。なお、平成30年2月期において業務を執行している公認会計士は以下の通りです。

業務を執行した公認会計士 福田厚、佐藤義仁

所属監査法人 有限責任 あずさ監査法人

監査業務にかかる補助者 公認会計士6名

なお、継続監査年数は、全員7年以内となっています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、社外監査役2名を含む監査役会が取締役会を牽制する体制としております。また、監査役及び監査役会の監査により、経営監視機能の客観性、中立性が十分に確保されているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が株主総会の議案に関して十分な検討を実施できるよう、情報の正確性の担保に留意しつつ、株主総会の開催日の17日前までに招集通知を発送するものとし、発送の7日前までにTDnetや当社ウェブサイトで招集通知の内容を開示いたします。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	三菱UFJ信託銀行が運営する「インターネット議決権行使サイト」システムを利用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加し、機関投資家や海外投資家の議決権行使が円滑に行われるように機会を提供いたします。
招集通知（要約）の英文での提供	当社は、英文の要約招集通知について、和文と同時に、株主総会招集通知発送の7日前までにTDnetや当社ウェブサイトにて開示いたします。
その他	株主総会時の事業説明の実施、報告事項のビジュアル化などを行うことにより、株主総会の活性化を図っています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、株主の皆様との建設的な対話を図るため、IRポリシーを策定しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期に1回、決算発表後に合計80人前後のアナリスト及び機関投資家向けに決算説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上にIR専用のページを設け、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR業務は経営管理本部 経営統括部 経営企画部 IR課にて行っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社のブランドステートメントとして、あらゆるステークホルダーの満足を実現していくという指針を掲げており、対外的にも、ホームページ等において宣言しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、非正規雇用の待遇改善とそれに伴う経済活性化に向けた取り組みとして、平成25年5月より「レイズ・ザ・サラリーキャンペーン」を実施しております。 また、紙やプラスチックの代替となる、石灰石を主原料とした革新的新素材である「LIMEX」の利用を推進しております。 紙をつくる原料となる木材パルプを一切使わず、水使用量を約98%抑えることができるため、「LIMEX」の利用促進により、環境負荷低減に貢献しております。 その他にも、ボランティア休暇制度を導入しており、東日本大震災復興イベントへの協賛や、NPOの自然保護活動への参加など、CSR活動を積極的に行っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重する行動ができるように、「コンプライアンス基本方針」を定め、それを全取締役及び使用人に周知徹底させます。
- ② 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役に独立した立場の社外取締役を含めます。
- ③ 法務室をコンプライアンス担当部署とし、コンプライアンス体制の維持・向上を図ります。具体的には、取締役及び使用人に対し、定期的なコンプライアンス研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成します。
- ④ 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、外部に通報窓口を設け、内部通報制度を整備しております。
- ⑤ 反社会的勢力との関係を一切遮断します。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署を総務部と定め、その対応に係る規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制を整えます。
- ⑥ 監査役及び内部監査部は連携して、コンプライアンス体制の状況を定期的に監査し、取締役に報告します。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」、その他の社内規程に基づき、適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「経営危機管理規程」により事業上等のリスク管理に関する体制を定めます。事業活動上の重大な事態が発生した場合には、CEO 指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えます。特に、当社においては、個人情報等の取扱いに関するリスクに対して、情報管理責任部門と情報管理責任者を設置し定期的に使用人への教育と内部監査を行い、既に取得しているプライバシーマーク及び ISMS 適合性評価制度の認証に基づいた管理体制の維持、向上を目指します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行います。また、社内規程で定められた決裁権限に従って、CEO、COO 及び本部長が慎重かつ機動的な意思決定を行います。さらに、執行役員会議、本部において部署長以上で構成される会議体での審議を実施することで、取締役会ならびに CEO、COO 及び本部長の意思決定が効率的になされるようにします。業務執行に関しては、執行役員制及び本部制を導入し、「組織規程」、「業務分掌および職務権限に関する規程」等に従うことで、効率的かつ迅速に行います。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社で定める「コンプライアンス基本方針」を当社グループにも周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指します。
- ② 当社から子会社の取締役または監査役を派遣し、子会社における取締役の職務執行の監視・監督を行います。
- ③ 当社グループ間における取引条件については、恣意的なものとならないよう担当部署を設け、一般の取引条件と比較検討等により決定します。また必要に応じて専門家に確認します。
- ④ 内部監査部は、子会社の内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保します。
- ⑤ 当社グループは、グループ会社経営全般に関して当社と子会社との間で定期的に会議を開催し重要な情報を共有するほか、子会社の管理に関する規程に基づき、子会社の重要な業務執行について当社が承認を行う、または報告を受けることとします。

6. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行います。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会または監査役の求めまたは指示により、必要に応じて、その職務の執行を補助する人員を配置します。この場合、当該人員は監査役以外の者から指示命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保します。また、当該人員の人事異動、評価等については、監査役会の意見を尊重します。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

各監査役は、原則として取締役会には全員出席します。取締役会においては執行役員会議等重要な会議体の審議事項についても報告を行います。また、当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて監査役に報告します。さらに、監査役はいつでも、執行役員会議等各種会議の議事録及び議事資料を自由に閲覧することができますとともに、当社グループの取締役及び使用人に報告を求めることができます。また、内部通報制度の担当部署である内部監査部は、当社グループの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告します。

9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役及び使用人が、監査役に前号の報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを規定しており、適正に対応します。

10. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用等の請求をしたときは、当社は、当該請求が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、当該請求に応じます。

11. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会を月1回以上開催します。
- ② 各監査役は、監査役会とは別に、必要に応じて会議を開催します。

- ③ 監査役は、適時に会計監査人または内部監査部と会合を行い、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人または内部監査部に報告を求めます。
- ④ 監査役は、当社グループに関するリスク等に対して会社外部の専門家（弁護士・税理士等）との会合により報告を受けます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を一切遮断いたします。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力への対応統括部署を総務部と定めるとともに、不当要求防止責任者を選任しております。

日常の情報収集や事案発生時の対応のため、警察、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。

不当要求事案に対応するための規程類については、すでに制定しておりますが、環境の変化に応じて、適切な改訂を実施してまいります。

一方、通常取引においても、反社会的勢力との取引を防止し、また、予見しない取引が判明した際にはすみやかに取引を停止するために、取引基本契約等に、反社会的勢力排除条項を加える対応を実施しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

